

# 6月

# 令和8年



# June 2026

ごみは収集日の朝8時までに出してください

		A 地区	B 地区
1	月	可燃ごみ	不燃ごみ
2	火	不燃ごみ	可燃ごみ
3	水	発泡・軟質プラスチック	紙製容器・包装紙・紙パック
4	木	可燃ごみ	布類
5	金	布類	可燃ごみ
6	土		
7	日		
8	月	可燃ごみ	本・雑誌
9	火	本・雑誌	可燃ごみ
10	水	蛍光管	発泡・軟質プラスチック   蛍光管
11	木	可燃ごみ	ダンボール
12	金	ダンボール	可燃ごみ
13	土		
14	日		
15	月	可燃ごみ	
16	火		可燃ごみ
17	水	発泡・軟質プラスチック   ペットボトル	ペットボトル
18	木	可燃ごみ	
19	金		可燃ごみ
20	土		
21	日		
22	月	可燃ごみ	
23	火		可燃ごみ
24	水	紙製容器・包装紙・紙パック	発泡・軟質プラスチック
25	木	可燃ごみ	新聞・チラシ
26	金	新聞・チラシ	可燃ごみ
27	土		
28	日		
29	月	可燃ごみ	ビン・缶
30	火	ビン・缶	可燃ごみ
収集地区		本町1～4丁目、久連、新町1・2丁目、美女石、白住、下安井、洲河崎、荒田、半の上、高谷、宮の前、武庫、武庫第2、新道、一旦、池の内、尾之上原、日の詰、深山口	本町5丁目、小江尾、大満、佐川、宮市、宮市原、貝田、江尾団地、柿原、助沢、下蚊屋、笠良原、御机、栗尾、美用、小原、杉谷、吉原、西成、袋原、大河原

## 【くらしのあんしん情報】

### 6月は食育月間です!

平成17年6月に国が食育に取り組むための基本方針を示した食育基本法が施行されたことにちなんで、毎年6月は食育月間と定められています。

食育とは、生涯にわたり、さまざまな経験を通して食に関する知識や選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人を育てることであり、健康でいきいきと充実した生活を送るためにとっても大切です。

皆さんも身近なところから食育の取組みを実践してみませんか。

### 食育の具体的な取り組み

出典：農林水産省 食育ピクトグラム

江府町では、令和7年度から江府町食育推進計画を策定し食育の推進を行っています。具体的な計画の内容や江府町の取組みについては下記のQRコードから江府町のホームページをご参照ください。



江府町 HP 食育ページ



6月は「環境月間」です。心地よい暮らしのために、今できる選択を。

#### 【収集に関する注意事項】

- 分別が不十分なもの、規格外サイズのもの収集できません。
- 資源ごみ類の袋サイズは90L以下にしてください。
- 積雪などの気象状況により、回収を中止する場合があります。
- ※その他、詳しくはカレンダー後方ページをご覧ください。



江府町 HPリンク



<https://www.town-kofu.jp/>